

平成30年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成30年 3月23日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第25 議案第24号 町道の路線認定、変更について
- 第26 議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算
- 第27 議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第32 議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第33 議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第34 議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第35 議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第36 議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第37 議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第38 議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第39 議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算

- 第 4 0 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 4 1 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度京丹波町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 6 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 7 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 8 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 9 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 0 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 1 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 2 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 3 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 4 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約の変更について
- 第 5 5 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 4 号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 6 号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整

理に関する条例の制定について

- 第 8 議案第 7 号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 9 号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 12 号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加第1 発議第 1 号 議案第 12 号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例に関する附帯決議
- 第 14 議案第 13 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 14 号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 15 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第 16 号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 17 号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 18 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 19 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 20 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議案第 21 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第 2 3 議案第 2 2 号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 2 4 議案第 2 3 号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 2 5 議案第 2 4 号 町道の路線認定、変更について
- 第 2 6 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 7 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 4 1 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度京丹波町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）
- 第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3
号）
- 第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 6 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 7 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 4 8 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）

- 第49 議案第48号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
第50 議案第49号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
第51 議案第50号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
第52 議案第51号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
第53 議案第52号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）
第54 議案第53号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約の変更について
第55 閉会中の継続調査について

3 出席議員（15名）

- 1番 岩田 恵一 君
2番 野口 正利 君
3番 坂本 美智代 君
4番 東 まさ子 君
5番 村山 良夫 君
6番 谷山 眞智子 君
7番 西山 芳明 君
8番 隅山 卓夫 君
9番 森田 幸子 君
10番 山田 均 君
12番 谷口 勝巳 君
13番 北尾 潤 君
14番 梅原 好範 君
15番 鈴木 利明 君
16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員（1名）

- 11番 山下 靖夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 太田 昇 君

参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	野 村 雅 浩 君
企 画 政 策 課 長	木 南 哲 也 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	久 木 寿 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	西 村 喜 代 美 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・西山芳明君、8番議員・隅山卓夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

山下靖夫議員から体調不良のため、本会議を欠席したい旨届け出があり、受理しましたので報告します。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。3月20日に新庁舎建設特別委員会が開催され、町長から設計の基本方針についての説明があり、質疑を行いました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の皆様方には大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第2号 固定資産評価員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、同意第2号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 議題になっております同意第2号についてお尋ねしておきたいと思っております。今回、固定資産の評価員ということで、職員であります伴田さんが提案になっております。これまで職員以外の方を専任をしてきた経過もあるわけでございますけれども、当然、

町内にも適任者というのはおられると思うんですけども、今回職員を選任するという事になった理由について、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） おはようございます。

固定資産評価員の選任につきましては、業務の内容が町長が固定資産の決定をする内容についての補助ということで、経験豊富で専門的な知識が必要ということでございますので、参事であります伴田邦雄様の選任をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、選任の理由を聞いたんですけども、これまでは町内の職員以外の方を選任をされてきた経過もあるんです。それとの違いというのは何もないのかどうかだけ聞いておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） これまで合併以降につきましては、副町長が固定資産評価員の任に当たっていただいております。内部ということでございます。ご質問の件につきましては、特段の事由はございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この同意案件の表決は起立により行います。

同意第2号 固定資産評価員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

《日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第5、議案第4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第5、議案第4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております介護福祉士育成修学資金の貸与という条例が提案になっているんですけども、町長が選挙で公約をされました紙を見ますと、暮らしの安心安全という中で、給付型の奨学金による介護職員の確保というように公約ではなっておりました。公約でありました給付型ではなく、今回、介護福祉士育成修学資金の貸与という制度を提案されておるんですけども、給付型は介護職員の確保に役に立たないということなのか。問題があったということなのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長(篠塚信太郎君) 太田町長。

○町長(太田 昇君) 貸し付けということになっておりますけども、実際には、町内の福祉施設で働いていただくことによって返済を免除するというので、そうした時点で実質的に給付になるということでありまして、手続的にも最初から給付にしておいて、町外に行かれた場合には、貸与の契約にやりかえるというようなことはできませんので、こういう形をとらせていただいております。実質的には、町内で働いていただく、もともとの趣旨が町内の介護職員の確保が目的ですので、そういう意味では、働いてもらうことによって返済を免除

するわけですから、給付型になるというふうを考えておるところで、特に問題はないと思っておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 改めてもう一度伺っておきたいのは、以前、貸し付け型にすると、町内に就職されて返済免除になるということになると、一時所得ということで、税金の問題も以前議論になった経過もあるわけでございますけども、その点については、専門的な機関にも確認はされてると思うんですけども、改めてその点について、贈与ということにならないのかどうか、税金の問題ですね。ちょっと改めて伺っておきたいと思います。一時所得になることについて。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 学資金については、非課税ということに所得税の基本通達だっと思っておりますけどもなっておりますし、給与の性格がないものについては、非課税で差し支えないという税務署の見解も得ているところですので、返済を免除したとしても、所得になることはないというふうに理解しております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います、

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回の京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。その中の第14条の（20）にあります居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護、要するに、国のほうで一定の訪問介護に関して回数を制限するということが設けられております。12月議会での一般質問の中でも質問をさせていただいた経過があるんですけれども、今回の一定の訪問回数が超えるケアプランをする場合、ケアマネジャーが市町村に届ける義務づけがされました。要介護度1から5があるわけですが、それぞれ回数的には月何回ということが定められているのか。その回数をわかればお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまございました第14条の第20号の関係でございますけれども、この条文につきましては、かねてご説明をさせていただきましたように、平成30年10月1日からの施行となる分でございます。まだ国のほうにおいて、何回を超えたらというようなことが具体的には示されておりませんので、今後の動向を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長がおっしゃいましたが、国のほうでは、4月からということでは言われてると思うんです。実施は、確かに、10月から実施するということになっておりますが、もう回数的には来ているのではないかと思うんですけど、その点はまだわからないということではないのでしょうか。大体、月1回ということが国のほうの一定の基準が示されているようにも思っているんですけども、そのことによってやはり一般質問でも言いましたように、訪問介護で必ずしも1日1回で、先ほどは月に1回と言いましたか。日に1回ということで、認知症の方は薬等でしたら1日2回、3回と飲まなければいけない方もありますし、またひとり暮らしになれば、それぞれ日に3回行って薬の飲み間違いがないという確認も必要かと思うんですけども、このことによって利用の抑制が懸念されるんですけど、その点もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まだ国のほうから具体的には示されていないところでございます。国のほうでは、今、平均の利用回数が月に10.6回というような資料のほうは持っておりますけれども、かねてから新聞報道等でもございますように、例えば、家事援助でしたら、中には比較的安い自己負担の中で家政婦がわりに使っておるといようなことも指摘があるようにも伺っております。ご質問にありましたように、置かれておる環境がそれぞれ異なりますので、そうしたケアプラン等が出るようになった場合には、そういったあたりも十分考慮して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長もおっしゃいました。中には、そういった家事援助にかかわって家政婦がわりというような利用の方がおられるというようなことが新聞報道にもありましたが、本町の中で、この間の12月議会の中では、利用者は98人おられまして、国の利用回数を超えている方が28人ということをお答えいただきました。その中で、こうした本町の中で、家政婦がわりに使っていると。今度の利用回数に制限される方があるというような方が見受けられるのかどうか。その点把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 先ほどの家政婦がわりというのは、新聞報道の話をおっしゃっていただきまして、おっしゃいますように、本町では、国の平均を上回る方が28名、12月時点でございますけれどもいらっしゃいます。ただし、その方々がどのような感じで使われておるかというのは、ケアマネジャーのケアプランによって位置づけていただいておりますので、それについて細かい把握のほうはいたしておりません。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の討論を行います。

今回、介護保険法の改正で要介護度1から5までの方のケアプランを作成する居宅介護事業に対する権限が府から町に移譲されたことにより、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例が制定されるということでもあります。その中の今も質疑にありましたように、第14条には、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針が1から30項

目まで定められておりますが、特に、第20号では、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、その計画を市町村に届けなくてはならないと定めております。訪問介護の生活援助が見直され、利用回数が基準を超えるケアプランを作成する場合には、ケアマネジャーの市町村への届け出が義務づけられることとなります。市町村の地域ケア会議で検証、是正を行うとされていることから、ケアマネジャー自身が自主的にサービスを抑制した計画をつくるというふうにご利用制限につながりかねない事態が起きかねません。もともと訪問介護の生活援助には、高齢者の生活全体を支援し、要介護者の状態維持や改善を図り、特に認知症高齢者の場合は、その見守りという役割も担っております。利用回数が制限された場合には、深刻な影響が懸念され、要介護者の重症化や認知症の悪化が進むことが予想されることを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、機構の改編に伴う関係条例の整理ということで、これまでのそれぞれの役職の名前を大病院と同じような看護部長とか、副看護部長とか、例えばそういうことに変更するということになっておるわけでございますけども、京丹波町のような小さ

な病院の場合、そういう役職が増えて、一般に言う頭でっかちになるということにもならないかどうか思うわけでございますけども、これの運用とかそういう方法はどのような形で考えておられるのか、お尋ねをしておきたいというように思います。あえてこの名前をそれぞれ変えるという理由とございますか、その病院にとって、それはどのような形でよいようになるのかどうか。住民にとっても非常にそういう点では、病院に行ってもわかりにくいという面もあるのではないかとと思うんですけども、その点について伺っておきたいといます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の組織の見直しによります条例改正でございますけども、提案説明にも申し上げておりましたように、中部の広域圏、そういったところでの同じ病院として協力をしていくというところがございまして、そういうところで他の病院等に倣いまして、一定の整理をしているところでございます。今回の改正につきましては、役職を設けるというのではなくて、現在あります役職を明確に整理をするという目的でございまして、本町にあります医療機関として運営していく上での職員の例えば意識改革でありますとか、スキルの高い職員を養成するために必要であるということから、今回の改正に至ったところでございます。また、人材確保を行う際におきましても、組織がきっちり整っているということで、確保がしやすくなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回の改正によって役職の職員が増えるというようなことにはならないのか。今の説明では、現在の役職の呼び名が変わるというような説明だったと思うんですけども、いろんなポストの主任とか、部長とか、副というのがあるわけでございますけども、そういう点から言うと、職員の役職につく職員が今より増えるということはないのかどうか、伺っておきたいといます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほども申し上げましたように、今あります体制の名称を変更することになりますので、新たに役職の職員が増えるというものではございません。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 第6条の（1）のところですが、提案説明のところにも個人情報の定義を明確化するためということでもあります。これまでは特定個人が識別され、または識別され得るものということになっておりましたのが、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等として、あと括弧でずっと書いてありますが、氏名、生年月日はわかりますが、あと、括弧の中の書いてあるものもそういう情報になるのか。もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ここで言います第6条の第1号の中の生年月日、その他の記述等ということですが、ここには氏名及び生年月日以外の記述、または個人に付された番号、その他の符号等というものでありまして、住所、年齢、性別、電話番号とか、あるいは会員番号であったり、金融機関の口座番号等ということ、そのことによって個人が特定されるものについて、広く要件等を明示をするものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長から答弁をいただいたんですけど、こういった番号、マイナンバーですね、番号ということは。そしてそれぞれの金融機関の口座番号と。そういうことがこの中に明記されるということによろしいのでしょうか。今、いろんなことで流出等も起きております。そういったことも心配するところではありますが、そういったことも全

部含まれたことがこの中に入るといふことでしょうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） あらゆるものになりますけども、要は、個人が特定をされる情報が含まれているものについて対象とするといふことで、今回広くそういったところまで読みに行くといふものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回の改正の中に、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるといふことになっておるんですけども、他の情報と照合するといふことは、誰が情報と照合することに特定の個人と識別できるといふことの判断はされるのかどうか。判断そのものは非常に難しいのではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものといふことでございますけども、これにつきましては、一般的な方法で特定の個人を識別する他の情報との照合が可能なものといふことを指しております。一般的には、公の情報でありましたり、図書館等の公共施設で一般的に入手可能なものなども含まれます。また、ホームページを閲覧した際に、記録されますアクセスログ、いわゆるアクセスの日時であったり、相手側のドメイン名であったり、IPアドレス等でございますが、これら直接はその情報だけでは個人が特定をされませんが、そういうアクセスログなんかを所有するものにおいては、容易に照合ができるものといふことになりますので、そういったものが該当をするものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） といふことになると、開示しないことができる公文書といふ中のその部分ですけども、ほとんどの内容のものが公開できないといふことになるのではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 個人に関する情報の中で、特定ができる情報については、開示がしないことができるといふものでございまして、それにつきましては、個々の情報等、また書類の内容の状況によって判断がされるものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） その判断がされるといふのは、誰が判断をするかといふことになる

かと思うんですけども、非常にその判断をどうするかということは、いわゆる結果としては町長が判断するという事なのか。担当者がするという事になるのかどうか。その判断を公開、明示することが、情報公開にできないという判断について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 個人情報の含まれる文書等につきましては、本条例なりの基準に従いまして確認をするものでございまして、最終的に町からの文書等になりますので、最終決定というのは町長に委ねられることになります。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の条例及び議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、関連しておりますので、反対の立場で討論を行います。

今回の一部改正は、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するために所要の改正を行うものとしておりますが、住民のプライバシーを侵害しかねない危険な内容をはらんでおります。指紋データや旅客番号、免許証など個人符号などを個人識別符号として、直接的に氏名や住所など個人情報をあらわしていなくても、その情報単体で個人を特定できる形で外部に提供を可能とするものであります。ハッカーなどによって情報がつき合わされて、個人情報漏えいが起こらないという100%の補償はありません。また人権や思想・信条などわざわざ要配慮個人情報と定め、公然と収集を可能にすることは、個人のプライバシー保護の観点から反対であることを指摘をいたしまして、討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております個人情報保護条例の関係なんですけども、第2条の（2）要配慮個人情報というのがありまして、そこには「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報」というようになっておるんですけども、逆にこういうことになりますと、一人ひとりの個人の情報が、Aさんは、人種、信条、社会的身分、病歴そのものをわかっておらなければ、そのことを個人情報として管理したりすることができないのではないかと思うんですけども、これの立場から言うと、それぞれの個人個人の情報を全部集めておかなければならないと、逆に言えばなると思うんですけども、そういうことにはならないのか。今でしたら、そんなことは、特段、それぞれの本人の状況なんかをつかんでおるといふことはないわけでございますけども、逆に言えば、そういうことが起こるのではないかと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 要配慮個人情報ということで、ここに明記をされているものでございますけども、情報を発信するといえますか、公開をする際に該当するものがあるかないかというものは、その時点での関係機関等の情報を収集した中で明確になるものでございますので、それに向けて個人の情報を事前に取得をするというものではございません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ということは、情報公開申請があった場合に、その人の個人の状況、今ここに上がっております人種とか、信条とか、社会的身分とか、病歴とか、犯罪の経歴とか、そういうものがそのAさんにあるのかどうかというのを調べておかなければならないということになると思うんですけども、そういうことをあえてして、先ほどもありましたけども、一旦集めたものが情報として流れて出ていくという大きい問題も逆にまた抱えるのではないかと思うんです。技術がどんどん進んで、本当にいろんな情報がどんどん漏れていくと

いうのも片方では事実でございますので、やはり情報をそういう形で行政なりが収集するというものそのものが大きい問題を起こすのではないかと思うんですけども、あえて常日ごろというよりも、請求があったら収集をするということになると、今の答弁では思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 個人情報を取り扱う各部署等におきましては、事前にこういった情報等が必要なところもございまして、そういった情報が関係機関から流れてくる場合がございます。そうしたものについては、所管します各部署で管理をしているという状況にございますので、先ほども申し上げましたように、改めて情報を収集をしてというのではなくて、関係機関等が持っております情報については、当然、共有されるべきものもございまして、そういったものを指しているものでございまして、その管理につきましては、きちんと法令等に基づいて管理が行われているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もちろん管理をしていただかないといけないわけでございますけども、どういう形にしる国の官僚でも改ざんということも起こってきておるわけでございますけども、結果として、今、起こっておるのは、そういう情報がハッカー等によって漏れていくということも起こっておるわけでございますので、各関係機関が持っておる町それぞれの情報を連携するということもございました。結局それがつながって、その情報が漏れやすくするということにもなっていくと思うんですね。だから、そういうことそのものが大きい問題に今後起こってくるのではないかと思うので、やっぱりそういうことはしないということが基本だと。それぞれの人権をしっかりと守るということにもなると思うんですけども、行政や公的な機関がそれぞれの個人の情報を収集して集めておるということそのものが大きい問題だと思うんですね。最終的に、それがどこへ集まっていくかというたら、やっぱり大きな国の機関の中に収集しやすくするということにもなっていくと思うんですけども、そういう懸念や問題はないのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 個人情報に関しましては、業務上、必要なものについては、当然集約をしておりますし、国に対しての情報共有という形をとっております。管理に関しましては、当然、インターネット等での回線等による管理等もございまして、そういったところのセキュリティー対策であったり、個人情報を管理する上で必要な対策というのは取るのが当然のことですので、職員におきましても、管理研修等もきちんと受けながら

個人情報管理をしているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、議案第9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 以前にもお伺いしてたんですが、その上で、交流員の採用について、指導は中学校と小学校の指導にということでお聞きしました。小中学校のホッケー人口と国際交流員の方の活動プランなどお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 国際交流員の件でございますが、ホッケーの指導を中心に町内小中学校の生徒に技術指導の実施を考えております。また、ホストタウン誘致にかかわる事前合宿誘致活動支援にお世話になりたいと思っております。中学校のクラブ活動も含めて補助支援として働いていただけたらと思っております。また、決まりましたら、交流内容につきましては、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 小中学校の指導にということをお聞きしたので、小中学校のホッケー人口、今どれくらいあるのかわかっておればお聞きしたいのと。

外国語指導助手及びスポーツ国際交流員を含めるということで表でいただいているんですが、外国語指導助手の方の指導というのは、中学校に英語の授業で指導していただいていると私は理解しているんですが、毎日、外国語の指導助手の方は学校に行って指導いただいているのか。また、今度、新たに押さえられた交流員の方は、毎日のようにそうした指導が行われるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 小中学生のホッケー人口につきましては、今資料がございませんので、後でお答えさせていただきます。

それから、国際交流員につきましては、毎日学校ではなく、クラブの補助支援という形で、小中学校のほうに来ますので、またその辺につきましても、学校との調整をして今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、基金条例の処分ということで、第5条ということで挿入をされるわけですが、これまで規定がなかったということですが、基金の処分というのは想定をせずに、今あるのは繰替運用という形で規定があったわけですが、あえてこの処分という条例を設けるのはどういう趣旨からなのか、伺ってみたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、改正によりまして、処分の項目を新たに追加をしております。この基金につきましては、合併以後、地域の一体感の醸成であるとか、そういう地域の振興のために積み立てることができるということで、合併特例債を活用して基金の積み立てを今日まで行ってきたところでございます。合併以降、10年間で積み立てを行っているものでありまして、積み立てのほうは全て終了しておりますので、今後におきまして、合併後13年が経過をしようとしておりますけれども、そういったところで地域振興でありますとか、そういう事業への充当というのでも考えていく必要があるであろうということで、今回、制定をさせていただき、また、当初予算におきまして一部取り崩しをし、活用を図ろうとするものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 基金条例の設置の目的の第1条には、生活環境とか、産業基盤等の

地域基盤の強化とか、住民福祉の向上というようなことで、そのために設置するということになっておるんですけども、今ありました地域振興への充当というのは、広く考えれば、全て入るわけでございますけども、この設置目的と合併後10年間積み立てたということでございますけど、その整合性といいますか、当然それも含めて入るんだという解釈のもとで処分という条文に考えておるといことなのかどうか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現行の振興基金の条例につきましては、合併時におきまして、旧瑞穂町におきまして、制定がされていたものをそのまま活用をしているものでございます。ここに書かれております目的と合併による基金の積み立てに資する際の目的等におきましては、若干の文言の違いというものはあろうかと思えますけれども、広い目的におきましては、住民福祉の向上という点等々におきまして、今後の活用ができるものというふうに広い意味で解釈をしております、現状の目的等の変更なく活用をさせていただこうと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 広く活用するということになると、今、京丹波町にあります基金がそれぞれあるわけでございますけども、財政調整基金なんかは、いろいろ財源も町政なんかにも活用されておるわけでございますけども、それはその目的があってされておるわけでございますけども、地域振興といえば全て入りますので、あえてお金には色はついてませんので、そういうようなことにもなりかねないと思うんですけども、やはりきちっと充当するのを明確にした使い方が基金の趣旨だと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この積み立てを行いました基金の目的、あるいは趣旨に沿った活用を図っていくものでございまして、一般的に財政調整基金とはまた異なるものというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点お聞きをしたいんですが、基金というのは、私が調べた範囲で間違ってるのかもわからないんですが、基金条例をつくったときに、基金を積み立てる目的が具体的になっているものと。それから、これもそうですけども、財政調整基金のように地域振興等ということで、具体的でないというんですか、大きい範囲というんですかね。俗な言葉で言えば何にでも使えるようなことになってる基金。特に、今回の振興基金は、その例だ

と思うんです。そこで、私、ちょっと問題に思いますのは、基金を取り崩して使うというのは、その選択は理事者側でできるわけですし、それをチェックするところがないということになると思うんです。だから、今申し上げました目的、例えば育英基金とか、浅田農産の跡地の基金とか、具体的になっているのは、議会で条例を決めたときに何に使うかということがはっきりしているの、それでいいと思うんですが、くどいようですけども、このような振興基金のように、町民の環境をよくするとか言えば何でも全部ありますから、その辺のことのチェック機能はつけておく必要はないのかどうか、その辺の見識をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本振興基金の条例でございますけれども、これにつきましては、従前からの基金をそのまま運用をしているものでございますし、その基金の目的に今回の合併特例債を活用をして、積み立てることができる基金ですけども、内容的には、広く住民の福祉向上というところで、活用するために積み立てることが許された基金でもありますので、その目的に沿って運用をしていくということでもありますので、特に、詳細にわたっての基金の設置目的等に記載をする必要はないものというふうに理解をしておりますし、チェック機能という部分でございますけれども、こちら側から事業の趣旨等に合致する事業であって、基金を充当をするということで、予算書の中に計上をさせていただきますので、その部分につきましては、議会で議論をいただいて確認をいただけるものというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

山田君。

○10番（山田 均君） 動議を提出します。

お手元に配付をしてもらっております。京丹波町基金条例の一部を改正する条例に関する附帯決議を。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君、まだ配付されてませんので、動議の内容を説明してください。

○10番（山田 均君） 動議の内容でございます。

今、可決をされました議案第12号でございます。京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例が可決されました。それに対する附帯決議を提案をしたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 賛成者はありますか。

（賛成者 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 1名の賛成がありますので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま可決されました議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例に関し、山田 均君ほか3名からお手元に配付しました附帯決議案の提出がありました。これを議題とし、提出者の説明を求めます。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま議題となっております議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例に関する附帯決議を提案したいと思います。

京丹波町振興基金条例の処分に当たっては、改正後の京丹波町振興基金条例第5条第1項の規定を遵守するとともに、財源充当先については、予算書及び決算書の説明資料において明確に示すこと。

以上が決議の内容でございます。

今、議長からもありましたように、賛成者をもって提案をするものであります。

先ほど総務課長からもそういった旨の答弁もあったわけでございますけれども、議会としては、やはり基金条例の処分については、明確にしていきたいということをしつかり附帯決議としてつけておくと。今後については、それぞれの担当課については、当然、異動もあ

ってかわるわけでございますので、こういうものがしっかり引き継がれていくということにおいて、基金を処分するときには明確にこういうことが予算書や決算書でしっかり定めることが、明確にするということが必要ということから、附帯決議を提案をするものでございます。ぜひ議員の皆さんの賛同をお願いしたいと思います。内容については当然のことだと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これより、附帯決議案に対する質疑を行います。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今回、振興基金条例の用途についての条例の提案もされまして、大変私にしたら便利な基金だなというように思っております。大変、財政状況が厳しくなった中で、住民福祉の向上に寄与するというようなことから、今回、当初予算にも8,400万円ぐらい充当されてまして、これの充当先についても事細かに予算資料の中で説明もいただいております。大変、私もわかりやすかったですし、これ以上の資料を求められるということになるのかもしれませんが、大変、私にとっては、これまでどおり、台帳についても、まちづくり等についても、充当先が明確にされておりましたし、今回の振興基金はなおそれぞれの資料において明確にされていたというようなことでございましたので、これ以上の資料を求めることはどうかなというふうに思うんですけども、今年度の資料についても、かなりの資料をしていただいた中で、これ以上の何を求めるのかについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 何を求めるかということではなしに、当然、基金を処分するわけにありますから、処分を何に充当するというを常に明確にさせていただくと。消費税の分についても、国から福祉財源ということによって来ておる分についても、きちっと予算書や決算書にどこに充当したということも明確にされておるわけでございますけども、そういう形で今後きちっとしていただくということで、今、説明資料にはそういうようにあったということでございますけども、予算書や決算書の中にもきちっと明確にさせていただくことが必要というふうに思うわけございまして、今後、この基金を当然取り崩していくということになると思いますので、やっぱりそういう形で活用すると。それが基金条例の設置目的をしっかりと果たすということになるというふうに思いますので、附帯決議として提案をさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって附帯決議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、附帯決議案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

暫時休憩します。10時25分まで。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長(篠塚信太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例に関する附帯決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手少数であります。

よって、山田 均君ほか3名から提出された決議案は否決されました。

西村教育次長。

○教育次長(西村喜代美君) 先ほど森田議員からのご質問の答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

ホッケーの人口小中学生は、約90名でございます。

以上でございます。

《日程第14、議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第14、議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 今回、提案になっております特定教育・保育の取扱方針の中で、これまでの第9項というのが第11項ということになるわけでございまして、提案理由を見ておりますと、一部、国の法律改正に伴う条例の引用条項を改めるということなんですけども、

この第9項というのは、認定こども園のことだと思うんですけども、第9項はどのような内容なのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 第9項につきましては、都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、要件に適合していると認められるものについては、これを公示するものとするというふうな内容になっております。これが都道府県から事務権限が指定都市に移譲されたということで、今回、第11項がこの指定都市という文言が追加されたことが説明になっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 都道府県知事と指定都市ということなんですが、京丹波町はここには含まれないと思うんですけども、あえてそういう国の法改正に伴うものであるということで、今回、第11項ということに定めるということになるということだと思うんですけど、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、国の定めによるもので、京丹波町についてはこれに該当いたしません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第15、議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回の条例の改正によりまして、現時点での本町の影響というのは、わかる範囲内でお願ひしたいと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） この考え方といたしまして、府外からの転入者、府外への転出者の人数にもよりますが、基本的に施設等が多くある都道府県の医療費負担が軽減されるというようなことになるかと思ひます。現在、本町では、16名の方がいらっしやいまして、そのうち府外の方が1名ということでございます。しかしながら、年齢がまだ63歳の方でございますので、今のところこういった方には該当されないということで、現時点では該当者がいないということで、経費についてもそういうことで影響しないものと考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第16、議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 介護保険料が基本の保険料が引き下げられたということでありまして、この介護保険料を決める際の根拠となります第7期の事業計画について、この表をもらったんですけど、地域支援事業というか総合事業の費用というのは、この介護予防訪問介護の中に一緒に入っているんですか。保険料の根拠になっております事業計画についてお聞きをいたします。

それと、私たちの年代が平成37年度には大変人口が増えると。高齢化が高くなるということで、いろいろそういうのを見越して3年間の事業計画をつくっていただいているんですが、余り費用的には金額が上がっていないということでありまして。20億円ぐらいでずっときてるんですが、これは余りサービスを利用しない元気な高齢者が存在するという見通しで立てておられるのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、先日お渡しをさせていただいている資料につきましては、サービス給付費の分を上げさせていただいているところがございますけれども、当然のことながら、介護保険料の算定につきましては、地域支援事業のほうも含むものでございます。それを含んだ上での今回提示をさせていただく金額ということで出させていただいております。

それと、費用が余り上がっていないということもございますけれども、これも以前申し上げましたように、高齢化率については、当然、今後も上がっていくことが見込まれるんですが、高齢者の人口等については、大きく増えることはないかなというふうな見込みをしております。その中で、当然、介護予防等を通じて元気な状態で長くおっていただくことが一番の思いでもあるところでございますけれども、これまでの実績等を踏まえて算定をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私は、条例の第13条の改正の中のことについてお尋ねしておきた

いと思うんですけども、町条例の京丹波町介護保険条例の第13条というのは、「第3章罰則」という中にある第13条でございます。今回、改正される中身を見ておきますと、第1号被保険者というのが削除されて、1号、2号被保険者も該当ということになると思うんですけども、加えて、「第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに」ということになっているんですけども、その世帯主の次に「その他その世帯に属する者」となっております。ということは、その世帯の家族全員が当然それに含まれるということになると思うんですけども、結局、罰則の規定の中身の1つでございますので、あえてその世帯に属する者が加わるということは、今の国の流れとしては、徴収を強化していこうということになっておりますので、当然その世帯に属する方の所得というものも含めて明らかにして、それが1つの算定の基準となっていくということだと思っております。その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護保険条例の第13条の関係でございますけども、現在の条例では被保険者、これにつきましては、1号、2号、それぞれ含みますけども、それと第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の世帯主等に対しまして、町が被保険者の資格であったり保険給付、また、保険料に関して、必要があると認めるときは、文書等の提示や職員に質問をさせることができるものとなっております。仮にですけども、こういったことに応じていただけなかったり、または虚偽の答弁等をされた場合には、過料を科す規定となっておりますが、介護保険法の改正によりまして、第2号被保険者の配偶者や世帯主、またご家族等についても、質問の検査権が拡大をされたというものでございまして、これに伴いまして、第1号被保険者の文言を削除することで、第2号被保険者の配偶者や世帯主も対象とさせていただくものでございます。これは全国的に第2号被保険者自体のサービス利用も増加しておりますとともに、配偶者や世帯主の所得をサービス利用に当たって把握する必要が高まっているものでございます。

また、現在は、既に第1号被保険者の配偶者や世帯主等が質問に応じなかったり、また虚偽の答弁等をされた場合には、罰則規定があるものですが、第2号被保険者の配偶者や世帯主等がこういったことをされた場合には、罰則規定が適用されないということで、第1号被保険者と第2号被保険者の公平性の確保を図るという観点からも改正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今の答弁では、公平性をということでございますけども、そうであれば、あえてその他その世帯に属する者ということでございますので、これまでは第1号被保険者の属する世帯の世帯主だけだったのを、その他その世帯に属する者ということになりましたので、家族全員の、今もありましたように、収入というものも1つの基準として算定のもとになるということになると思うんですね。結局は、それは、徴収強化につながっていくということになると思うんですけども、結果として、高齢者の世帯があるわけでございます。たまたま家族と一緒に住むということになれば、こういう世帯全員でございますので、保険料の基礎となる部分が大きくなるわけで、負担が重たくなるというのは当然でございます。そういう面から言うと、非常に私どもの町で、多世代といいますか、親や子どもや孫も含めて、そういう世帯になるほど負担がかかってくるということになるのではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思っております。その他その世帯に属する者が入ることによって、そういうことになるのではないかと思うんですけども、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） この条文につきましては、必要がある場合に質問をしたり調査をするということになりますので、これまでから、当然、世帯課税等で見させていただかないといけない分については、見させていただいておりますので、虚偽とかがあった場合のことでございますので、新たにこのことによって、例えば保険料等に影響があるとかそういったものではございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） あえてお尋ねしておきますが、今、文書のお話もありましたけども、この項目では、文書その他物件の提出ということになっているんですけども、物件というのは、例えば通帳とかそういうものも入るのではないかと思うんですけども、家族によっては提出を拒むというようなことが当然あるかと思うんですけど、そういう場合にこの提出を従わなかったら罰則規定にかかわるということではないかと思うんですけども、それは家族全員の所得をちゃんと預金だとかそういうものも提示をするという前提に立っておるのではないかと思うんですけども、そういうことなのかどうか伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これまでから、例えば介護保険料もですけども、負担限度額認定等につきましては、預貯金等を見させていただくようなこともございます。これにより

まして、もともと法令等で決められている提出いただいたり見せていただく分が、そういったことを見せていただけない場合に、こういった過料ということでございますので、特段これまでと出していただくものについては変わらないものというふうに認識しております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 参考資料として保険料の提示をしていただいております。6期と比べて基準で1,900円減額、それに倣ってそれぞれ段階ごとに減額となっておりますが、1つは、所得段階の加入数であります。7期の場合はそれぞれ平成30年度のを書いていただいておりますが、この基準所得金額の中で、7段階から、赤い字でそれぞれ所得の金額が変わってきております。そのことによって、この6期と加入者数というのは、それぞれ変わってきているのかどうか、お伺いしたいのと。

それと、その中の低所得者軽減適用というのが1段階の中で設けられておりますが、低所得者適用という基準額に対する割合が0.45ということになっておりますが、この割合の考え方というのを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、7段階から9段階の金額の関係でございますけども、これによりましては、国の通知によりまして、こういった改正をさせていただいておるところでございます。7期の保険料について、前の場合と今回の場合というような比較は行っておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、国の低所得者軽減の0.45の考え方でございますけども、これも平成27年度から継続的に毎年国の通知に基づきまして実施をさせていただいてるもので、国の基準どおりにさせていただいてるというものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 7段階からの所得が少し変わってきてることの人数の変動というのをまだ把握しておられないということではありますが、やはり6期とは変わってくるのではないかと思いますので、またわかりましたらお願いしたいのと。基準額に対する割合なんですけれども、ほかの基準額にしても、先ほど答弁あったように、国の基準にあわせてしてということではよろしいのか、その点お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 基準所得金額につきましては、そのようにさせていただいております。ただし、以前も申し上げておりますように、国の基準につきましては、第9段階までということになっておりますけども、9段階以降につきましては、本町につきましては、

1 1 段階ということで、これは6期のときからもこうした1 1 段階でさせていただいておるわけでございますけども、できるだけそれぞれ細分化させていただくことで、負担増を避けたいというようなことで、引き続き1 1 段階にさせていただいてるものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これですべてを終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案をされております一部改正は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料の改定と条例の一部改正を行うものであります。介護保険料は、町内の事業所などが計画する介護サービスの事業量、事業内容などとあわせて、被保険者数の推移、各事業の利用見込みなど人数などから算出する仕組みですが、介護保険は、第5の社会保険として、2000年、平成12年にスタートをしました。介護保険法の趣旨は、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとして出発をしました。こうした目的を持った介護保険制度は、事あるごとに見直しをされ、制度内容が次々と後退をしてきました。安倍内閣によるさらなる見直しは、受益者負担を重くし、家族介護に重心を置くことに制度を改悪し、介護を社会全体で担うとした介護保険制度出発の根幹をなし崩しにするものです。市町村に総合事業として、ボランティア、NPOを活用するなど、専門職でない人によるサービスの提供を可能にする法改正などを行い、しかも国がガイドラインを設けて個別判断の余地をなくすなど、サービスは薄く負担は厚く、保険あって介護なしが一層迫っています。

今回、提案をされております第7期計画に基づく介護保険料の算定は、総合事業への移行を一層強めていくものです。あわせて、条例の一部改正が行われます。今回、新たに条例に挿入されるのは、被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者として、家族全員の文書その他物件の提出もしくは提示に従わず、職員の質問に答弁しなかったり虚偽の答弁をしたときには、10万円以下の過料を科すとなっております。一層の徴収強化を強めるものであります。本来、保険料の基礎となる収入は、家族全員の収入ではなく、保険者一人ひとりの収入に応じて保険料を負担すべきです。介護保険料は、第1期では3町平均で月額2,572円、第6期では月額6,270円、第7期では6,113円と157円の引き下げにもなっておりますが、15年間で制度内容は2期、3期、4期、5期、6期と改正され

るごとに悪くなり、負担する保険料は2.37倍です。払いたくても払えない。しかも年金を減らされ、介護保険料も引かれ、残った年金の生活は本当に大変です。基金は、1億4,660万4,000円あります。活用をして介護保険料の引き下げに活用すべきです。また、負担軽減のために、一般会計からの支援が必要なことは言うまでもありません。明らかであります。

以上のことを指摘して、介護保険条例の一部を改正する条例の制定の反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第17、議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 第31条の中の、新旧対照表でございますが、（9）で「担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために）」次に「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」ということが文言でつけ加えられておりますが、このつけ加えられた理由ということは、どうしてこのことがつけ加えられたのか、お伺いしたいと思います。これまでもこうしたサービス等のことに関しても、利用者はもちろんで

ありますが、家族との聞き取りもあったかと思えます。つけ加えた理由をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 第31条の第9号の関係でございますけども、これまでからサービス担当者会議を開きまして、その対象者の方の支援のあり方とかサービス等の調整をしておりますし、また、ケアマネジャーなり事業者のほうがその家族から当然聞き取りなりをさせていただいておるところでございますけども、こういったサービスを調整する場合に、利用者なり、またご家族等もご参加いただくことで、よりご本人の状況がわかったり、また家族等の思いとかが十分反映できるようにというようなことで、こういった改正になるものと理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長の答弁をお聞きいたしておりましたら、今まで聞き取り等で十分できていたことではなかったかと解釈しておりますが、改めてその家族等が入ることによって、サービスの充実ができるといわれるのか。それとも、家族さんに在宅でそういうことはできるのではないかとか、そういった利用の抑制につながるということではないのか。その点をお伺いしたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これにつきましては、よりご本人さんに必要なサービスを受けていただくというような観点というふうに理解をしておりますし、ほかの条項でも、今回、例えば第5条の第2項等では、複数の事業者を紹介するというようなことも最初に説明することなども義務づけられておりますし、やはり利用者なりご本人の立場に立ったプランになることが一番というふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 第2条の第4項であります。ここには中に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ということで、障害者支援法による相談支援事業者というのが一緒に取り組みをするということが書いてあるのでしょうか。もう1回お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これにつきましては、必要な場合ということになるろうかと思えますけども、これは連携を図るという意味でございます。障害者総合支援法に規定します特定相談支援事業者ということで、いわゆる障害者の方のケアプランを立てる事業所もございまして、ご承知のように、介護保険のサービス等を障害者福祉の自立支援のサービス

を併用してお使いの方も実際ございますし、そういったところと十分連携を図って、それぞれがプランなりを立てるあたりに関しましても、十分協議しながらご本人さんの支援を進めていくというような観点でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどお尋ねもあつた第31条の第9号のところの、新たに挿入される「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」というのがあるんですけども、家族という範囲は、例えば町内におる家族、町外に出ておられる家族も当然おられると思うんですけども、家族の定義というのは、親、子というのは当然そうなると思うんですけど、孫とかそういうものも含めて、どの範囲を家族としているのかどうか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これにつきまして、細かい定義まではございませんが、やはり一般的に言いましたら、ご本人さんの状況をよく知っておられるというようなことになろうかと思えます。先ほども申しましたように、やはりご本人さんに一番適したサービスを利用していただくには、ご本人さんの状況なり、日頃から介護とか、かかわりを持っておられる家族というふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） その場合、当然、ひとり暮らしといいますか1人しかいないという、身内がないという方も当然あると思うんですけども、そういう場合には、別にこの項目に入らないということなんですけど、そうすると、そこへ話を聞くといいますか、助言するというのは、どういう方がその場合にはなるのか、お尋ねしておきたいと思えます。よく知るといふことであれば、当然、家族であれば、よくわかるということですけども、なかなか離れて生活しておれば、非常に認知症の問題でもよくトラブルのようなことを聞くわけでございますけども、そういう点は、この家族という中の想定としては、今ありましたように、本人の状況をよく知るという方ということでございますけど、その辺では非常にいろんなケース・バイ・ケースがあるわけでございますので、その辺はケース・バイ・ケースということなのか。家族と言っても、15人子どもがおっても、よく知っている1人だけの意味なのか。みんな集めるといふ家族でそういうことなのかを含めて、実態としてはいろんなケースがありますので、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） この場合、先ほど申されましたように、ケース・バイ・ケースにはなってくると思えます。必ず出てくださいと出して出られる方ばかりでもございませ

んし、基本としつつということになっておりますので、そのあたりはそれぞれのご家族の関係等もございますので、特にこの範囲出してもらわないといけないとか、必ず1人は出してもらわないといけないとか、そういったものではないというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当然、この介護予防サービスの計画をするときに、今ありましたような身近な人に話を聞いたり、そういう状況で実態を聞いて計画をつくるということを、当然これまでから行われてきていたと思うんです。そうでないとなかなか実態もうまくつかめないということもあったかと思うんですけども、それをあえてこういう文章を挿入するということは、何かこれまでの不十分さがあったとか、そういうことができてなかったということで、この条例の中に挿入するということだと思うんですけども、これまではできていなかったのかということではないと思うので、そういうことを聞かなければなかなかサービスの計画もつけれないと思うので、あえてその文章に今説明のあったような、利用者及びその家族の参加を基本とするということの文言を入れるということは、どういう根拠でこういうことをされようとするのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これにつきましては、以前、ご説明をさせていただきましたように、国の基準省令の改正によるもので、そのあたりを入れさせていただいてるものがございます。当然、本町につきましては、独居の方とか、また高齢世帯等も増加しておる中で、それぞれケアマネジャーのほうもいろんなプランを立てる中で、ご本人さんはもちろんですけども、そういった関係のご家族等とも既に連絡を取り合いながら、いつ何どきどんなことがあるかもわかりませんので、そういった調整もさせていただいてるというふうに理解をしておりますし、これが入ってなかったのも、これまでしていないというようなことにはなっておりませんし、引き続きご利用者のご家族の意向にできるだけ沿ったプランを立てていただけるものというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、引き続き、これから提案される議

案第18号と議案第19号ですが、関連をしておりますので、一括して討論とさせていただきます。

議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、まとめて反対の討論を行います。

議案第16号と議案第18号は、厚生労働省の説明では、共生型サービスの創設により、障害のある方が65歳以上になっても同じ事業所からのサービスが継続できるメリットがあるとしております。しかし、65歳問題の本質は、介護保険優先原則によりまして、これまで負担がなかった住民で非課税世帯に応益負担が発生し、しかも要介護認定による給付の上限が設定されるために、サービスの利用が抑制されることがあります。同じ事業者からのサービス利用が継続できるといっても、サービス利用そのものが抑制せざるを得ないのであれば意味がありません。65歳問題の根本的な解決にはほど遠く、共生型サービスの導入の狙いは、介護保険法と障害者総合支援法の統合の第一歩と見るべきであります。

また、医療介護供給体制の再編で、介護医療院が創設されることになりましたが、これは介護医療型療養病床全廃の受け皿として想定をされております。介護医療院は、生活の場としての機能を強調し、看取り・ターミナルケアの場であるとしております。介護の患者の尊厳が守られるための医療介護の人員配置や施設基準について、現行の介護療養型病床より緩和がされ尊厳が守られる保障はありません。国は、自立支援重度化防止に向け、国が示す評価基準に基づいて市町村が目標を設定し、その成果に応じて財政支援、いわゆる財政的インセンティブの付与を行おうとしております。その具体的な評価の指標として、要介護認定率の引き下げなどが入ってくる可能性があります。そのことによる影響は要支援者、要介護者のサービス切り捨てにつながることを危惧されるところと考えます。

以上を申し上げて、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第18、議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、条例に挿入されます第79条第2項第1号というのは、その内容はどのような内容のものであるのか。それが、今回、京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例ということで、中に挿入されるわけですが、その内容について伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 第79条の関係でございますけれども、指定居宅介護支援事業者の指定に関する項目でございます。この指定につきましては、厚生労働省の省令で定めるところによりまして、居宅介護支援事業を行う者の申請により、指定介護支援事業を行う事業所ごとにそういった指定を行うということになるんですけども、この場合に、市町村の条例で定めておらなければ、申請者となれないというようなことで、この指定権限が市町村に移譲されることによりまして、申請者の資格要件を市町村の条例で定めることとなっておりますので、本条例で追加をさせていただくものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町内の該当する事業所は何カ所あるのかということと。事業所名がわかればお尋ねしておきたいんですけども。介護保険法の第79条第2項というのを見ると、指定居宅介護支援事業者ということで、その第2項では、申請者が法人でないときとかそういうものもあるんですけど、この第2項で市町村が申請を受けるということになると思うんですけども、その辺は、第79条第2項というのは、京丹波町においてもそれを運用するということだと思うので、申請者が法人でないときというのはどういう意味なのか、お尋ねして

おきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 基本的に、法人とするということになっておりますので、法人でない場合は考えておりません。

続きまして、町内の居宅介護支援の事業所でございますけども、8つの事業所のほうがございます。それぞれ法人名で言わせていただきますと、NPO法人クローバー・サービスさん、国保京丹波町病院、社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会、社会福祉法人丹和会、丹波高原荘さんのほうでございます。医療法人丹笠会、丹波笠次病院さんのほうでございます。社会福祉法人和知福祉会、長老苑さんでございます。特定非営利活動法人まごころサービスあい愛さん、社会福祉法人山彦会さんでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第19、議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、条例の中にあります共生型地域密着型通所介護というのがあるんですけど、それはどういうものなのかということと。それから、介護医療院というのが項目として今度入ってきておるわけでございますけど、条例ではそれぞれ書いてあるわけでございますけども、先ほど討論でも少しあったわけでございますけども、内容について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、共生型サービスでございますけども、これにつきましては、障害者の方が65歳になられても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくなる観点や、また福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情にあわせて適切にサービス提供が行われるというような観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどにつきまして、高齢者や障害者がともに利用できるサービスの形態ということで、新たに設けられるものでございます。

具体的に言いましたら、介護保険または障害福祉のほうで、いずれかの事業所の指定を受けておられるところが、もう一方の制度の指定を受けやすくなるというようなものでございます。そういったところで、共生型サービスの中で、先ほどご質問ございました地域密着型通所介護事業所につきましては、こういったデイサービスの事業所のことでございまして、町内では3カ所の事業所がございます。

続きまして、介護医療院の関係でございますけども、これも介護保険法の改正によりまして、平成30年4月1日から長期にわたり療養が必要な方に対しまして、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上のお世話を提供する介護保険施設として、新たに創設されるものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第20、議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、条例改正をされます中にあるんですけども、今回、介護医療院が加わるということで、中身の文章が若干変更になっておるんですけども、先ほどちょっと話があったわけでございますけども、当然、この法律が実施されていきますと、介護医療院としてなるということになるんですけども、今の京丹波町の中で、この施設に変更するという対象となる施設と、そういう施設としての考え方は把握されているのかどうか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 現在、すぐに介護医療院に変更というようなことは聞いておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 介護医療院が当然1つの受け皿となっていくと思うんですけども、条例でございますので、移行期間もあろうかと思っておりますけども、その辺の施設の対応と町の対応も当然出てくると思うんですけども、取り組みとしては、町としても考えておられるのか。施設の判断に任すということなのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） こういった移行については、それぞれ法人さんのほうのお考えになってくると思います。また、その上で、町として協力できることがあれば、協力をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第21、議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回の条例改正としては、これまでは主任介護支援専門員研修を修了した者ということになっておりました、主任介護支援専門員を規定するというので。今回は、その研修を修了した者というのは削除されました。これは主任介護支援専門員がそれぞれ条例に規定するというようになっておるんですけども、あえて研修を修了した者という

のを削除する理由ですね。どういうことからこれが削除をするということなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） この主任介護支援専門員の関係でございますけども、平成28年4月から主任介護支援専門員の更新制度が導入をされたところでございます。これによりまして、主任介護支援専門員は、今後、更新研修を受講していかなければ主任介護支援専門員としての活動ができないこととなります。平成29年の改正省令におきまして、主任介護支援専門員の定義が明確化されたということで、その部分を今回改正省令にあわせて改正をさせていただくものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） あわせて伺っておくんですけども、主任介護支援専門員というのは、それなりの資格とかそういうものが当然必要かと思うんですけども、これは国家資格ということになっておるのか。一定の研修を受けてその資格を取得するということになっておるのか。また町内には、主任介護支援専門員というのは何人おられるのか。町の職員としてもおられるのか。それぞれの施設におられるということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、介護支援専門員の資格を取っていただかなければ、まず何なりませんけども、その上で経験年数なりを考慮した上で、研修を受講していただくということになります。平成18年度から町直営で地域包括支援センターのほうを設置をしておりますけども、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員の設置が必須となっておりますので、平成18年度から町の職員で主任ケアマネということで研修を受講して持っておる者がございます。

あと、町内の事業所等の関係でございますけども、主任ケアマネを現在持っておられる方は3名というふうにお聞きをしております。この3名は、地域包括支援センターを除いての数字でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第22、議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、予定されております改正案の内容は、消防団員にかかわるものでございますが、扶養親族についても333円が今回217円ということになって、それ以外の部分が333円ということに引き上がるわけでございますけども、この改正による影響ですね。本町の団員にとって、特に影響を受ける方はないということなのかどうか、その点伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改正につきましては、まずもととなります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により、本条例が成り立っておりますけども、その基準政令のもととなります国におきましての一般職員の職員の給与に関する法律、給与法といわれるものを参照としておりまして、今回、この給与法のほうが改正となりまして、扶養手当のほうが改正をされまして、配偶者のほうが現行の部分から縮小をされることとなります。逆に、扶養手当の子なんですけども、子のほうが増加をされるということで、そこがベースになりまして基準の額が増減をするものでございます。今後におきましては、この改正の条例に基づいての適用となりますけども、従前の部分につきましては、これまでの現行の条例に基づくものということになりますので、現段階におきましての影響というものは発生しないものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号 議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第23、議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第24、議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、提案になっております過疎地域自立促進市町村計画の変更ということなんですけども、今回、グリーンランドみずほホッケー場の夜間照明施設ということで追加になっておるわけでございますけども、事業費を見ますと、8,648万円ということになるんですけども、市町村計画に入れますと過疎債というのが借りられる対象となると思うんですけども、この事業費の8,648万円の財源というのは、どのような財源を考えておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼いたしました。

過疎計画のほうに上がっております事業の財源ということでございますけども、1つは過疎債でございます。過疎債の充当と、それから府の補助金で広域的スポーツ施設充実支援事業補助金ということで、府の補助金が当たっております。この計画で行きます648万円のうち600万円が過疎債、それから残の部分が府の補助金という状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回、挿入されるということで、8,648万円ということでしたので、平成30年度の分は今お答えいただきましたが、一番大もととなる8,000万円というのは、例えば8,000万円の何割を過疎債で見ているということなのか。その辺の財源の割り振りをお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今後の事業の申請状況等にもよりますけれども、府の財源が確保

されましたら、残の部分について過疎債のほうの充当を計画をしております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第24号 町道の路線認定、変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第25、議案第24号 町道の路線認定、変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 1点お伺いします。縦貫道の高架に当たる道路排水の設置工事はされるのかどうか。また、現場を見て雨水の流れた跡があり、JRの線路の側溝に流れていくような状態にありましたが、その点お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず初めに、高架下ですが、その部分につきましては、現在の側溝のほうに流れていると思いますので、そのままの状態であります。

また、立木駅側の接続部の排水の関係なんですが、バイパスと町道接続部につきましては、当初、側溝の計画をしておりましたが、変更で側溝はつくらずに、道路勾配により排水するというのを聞いております。また、町道の坂道の下排水につきましては、JRとの協議が必要となり、現在の工事に含まれていないと聞いておりますが、最終の水処理まで京都府と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 排水路ができない坂の部分は、今後、大雨とかがあったときの災害の想定はないかどうか、その点お伺いするのと。バイパス整備の完成時期と引き渡しの時期をわかりましたらお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今申されております府道との取り合いの分の水の関係ですけども、バイパスに降りました雨は、全てバイパス側に流れるということで、そこへ流れる部分につきましては、坂道の部分だけの水ということで、面積的には少ないので、ある程度の一定の雨が降っても、そこで災害が起こるといふふうには考えておりません。

また、バイパスの完成時期ですが、現在実施されている工事で完成する予定ですが、時期につきましては、工期を5月の末まで延長するように聞いております。また、引き渡しにつきましては、今、道路認定のほうも議案を出させていただいてるわけなんですけど、その後、ほかの旧の府道になる部分につきましても、そのあたりにつきましては、その後、現場を確認いたしまして、引受書ということで京都府とかわしまして、その後、修繕とかを完成したというのを確認させていただいて、引き受けのほうをさせていただく予定にしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 確認なんですけど、JRの側溝については、そこに流れる了解というのはまだこれからということなんですけど。また、私、先ほども言いましたが、少しの間なんですけど、大雨による路線への影響とか雨水の災害の影響というのは考えられないかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） JR側にあります側溝につきましては、現在、京都府の側溝ということで、その部分について流すことに関しましては、JRと特に問題はないんですけど、そこへ流し込む、例えば横断管を擁壁を割ってとかそういったときには、JRの許可が要るということで、そのあたりのJRとの協議というのが残っているというふうに聞いております。今の状況で舗装はされてないわけなんですけど、舗装されれば、山側のほうへ水は全て流れるような格好になりますので、のり面のほうへ行って災害が起こるとかそういうようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号 町道の路線認定、変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙
手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩をいたします。午後1時まで。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼します。午前中の議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部
を改正する条例の制定についてのところで、山田議員からご質問のありました最終的に個人
情報であるかどうかという判断を誰が行うのかという質問でしたけども、私のほうから最終
決定は町長ですというふうに申し上げておりましたが、正しくは、各実施機関ということにな
っておりまして、町長なり教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員
会及び固定資産評価審査委員会並びに議会ということで、各実施機関がこの条例に基づいて
判断を行っていくということになっておりますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

《日程第26、議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算～日程第41、議案第40
号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第26、議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算か
ら日程第41、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

梅原委員長。

○14番（梅原好範君） それでは、去る3月14日及び15日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知いただいておりますので省略をさせていただきます、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第39号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

なお、お手元にも議長宛てに送付いたしました委員会審査報告書を配付していただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成30年度京丹波町一般会計予算は、総額110億6,600万円の予算で、太田町政の最初の本格的な予算として、また公約実現に向けどう具体化され、まちづくりの方向を示す予算として、町民目線に立った予算編成かも問われる予算であります。平成30年度当初予算は、合併後の予算規模では、過去最高の平成26年度予算、2番目の平成27年度予算に次ぐ6番目の予算として提案されました。

今、国政では、働き方改革一括法の土台となるデータが自分たちに都合のよいデータをつくり、都合の悪いデータは隠す、政府の働き方改革法は、長時間労働、過労死を促進するものであることが明らかになっています。

また、学校法人森友学園との国有地取引で、財務省文書改ざんをしていたことが明らかになっています。何のためか。森友学園を特別扱いしていたことが明らかになってきています。

京丹波町でも、親族企業を公共事業に指名をして、そして落札者として契約をする。しかも、予定価格と同額で行い、次点者とは1億5,000万円余りの差があっても総合評価点で上回る。また、丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社代表取締役として借金の当事者で、個人としては保証人、しかも6億700万円の公金投入時は、自分の身内が代表取締役、そして公金投入が完了すれば、丹波地域開発株式会社の運営から一斉に引き上げる。こんなやり方に町民の大きな怒りが昨年11月の町長選挙で示されたのであります。この町民の期待に応える責任が太田町政にはあります。所信表明では、健康の里づくりを基本に、5つの柱を掲げて取り組む方向を示されました。町長選挙の公約や町広報で町行政の公正化として、丹波地域開発株式会社の問題についてはしっかりと情報公開してまいりますと表明されています。しかし、住民訴訟の中では、太田町長は、1つには各テナントの賃貸借契約書、2つには丹波地域開発株式会社の駐車場の賃貸借契約書、3つ目には高度化資金に係る保証契約書、4つ目には総勘定元帳の未収金部分などの文書について、その文書は存在するが、その内容は全て機密事項として提出を全て拒否をされています。住民訴訟の中で、

公開を求められている各書類は、丹波地域開発株式会社が第三セクターとして経営実態を町民に明らかにする責任が当然あります。機密事項として文書の公開はしないのであれば、株式会社として一般事業所のように経営責任をとるべきであります。しかも、第三セクターである丹波地域開発株式会社に総務省の通達である第三セクター等の経営健全化等に関する指針では、1つには経営状況等の把握、監査、評価、2つには議会への説明と住民への情報公開、3つには経営責任の明確化と徹底した効率化などについて、地方公共団体である町行政が指針の内容に基づいて指導すること。町として運営方針を持つように求めています。この指針からも、全ての情報を公開するように筆頭株主として指導すべき立場にあります。全ての情報を公開する立場が6億700万円の公金投入がどうであったのか。町行政として公正な立場で公金投入をされたのかを明らかにするためにも必要なものです。情報を公開すべきです。太田町長は、現在行われている住民訴訟の被告側である京丹波町の寺尾前町長は訴訟参加を認められました。住民訴訟の訴えは、6億700万円を京丹波町が寺尾豊爾氏に返還を求めるものです。寺尾豊爾氏の訴訟参加は、京丹波町と同じ立場に立って裁判を争うことであり、太田町長は町民への報告を行う前に、丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社への6億700万円の公金投入は何ら問題がなかったとして、当事者である寺尾豊爾氏の訴訟参加に同意されたことは、太田町長は公約した町行政の公正化、情報公開からも大きく後退していることを厳しく指摘するものであります。

また、新庁舎建設事業費の削減についても、公約では、規模、構造、工法、仕様を見直し、事業費の削減を行うことでした。この間、一定の見直しの方向も示されましたが、町民が求める事業費削減には届いていません。町の財政規模や将来の財政負担も十分に考慮した事業費にすべきです。当初予算では、新庁舎の整備として、2億8,510万円が予算化をされていますが、立ちどまって住民の声を第一に必要な検討を行うべきです。

また、排水対策であります。流末処理は原因者の責任であります。新庁舎建設で早期の計画が迫られているのですから、当然、事業者として事業費も財源も明らかにすべきであります。この点も指摘するものであります。

町の示す過疎地域自立促進市町村計画の事業費の大きいものだけ見ても、スマートインターチェンジ3億円、認定こども園7億8,660万円、畑川ダム周辺整備4億2,800万円、バイオマス利活用施設6億8,600万円、曾根宮ノ浦戸麦線改良2億5,000万円、24億5,000万円、新庁舎事業費を合わせると54億円、さらに公益事業として新火葬場整備費に15億6,362万5,000円、今問題になっている衛生管理組合のごみ処理施設など財政負担はめじろ押しです。しっかりと財政見直しを行い、新庁舎の事業費規

模を設定すべきです。この点を指摘するものです。身の丈に合った規模と事業費にすべきであります。

また、自然災害は、いつ来るかわからないですが、近年は、科学技術の発達で早目に予想が出されるので、事前に一定の対応や対策ができますが、原発は自然災害には手だてがありません。施政方針では、原発の方が一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、避難路の整備や車両の確保を国に求め、地域協議会と緊密な連携を図り、原子力施設の現状や安全対策などの把握と検証、課題の解消に努めるとしています。原発は、使用済み核燃料の処理方法がないトイレなきマンションと同じです。原発は、人間の判断で運転、ストップができます。原発再稼働きっぱり反対の態度を表明すべきです。また、災害への対応を強調されるのであれば、原発事故を起こさせない最も確実な方法は、原発を停止しゼロにすることです。町長として原発ゼロ基本法案への態度を明らかにすべきです。国政の問題との姿勢では、町民の安心・安全は守れません。

また、地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとなっております。町長は、1万4,500人町民と合わせて、滞在者の住民が安心して生活できるように安全を確保する責任と役割があるということです。最悪の生活破壊で、人権を大きく脅かす戦争の動きにはきっぱり反対し、町政運営に平和事業の取り組みをしっかりと位置づけるべきであります。

平成30年度の予算には、前寺尾町政の継続が大半ですが、町民の期待を一身に受けた町長として、住民目線から何を継続し、何を見直すのかを明らかにすべきであります。住民要望も予算化をされていることは当然であります。公約実現には遠い予算であると指摘するものであります。

また、あわせて、政治姿勢を厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、平成30年度一般会計予算に賛成の立場で討論をしたいと思っております。

町民の皆様の安心・安全な生活環境の実現のためには、新年度予算の早期成立が大変重要であります。内容的には、あえて反対をしたいこともありますけども、次の点を指摘し、その改善に取り組んでいただくことを大いに期待して賛成討論といたします。

1つ目は、公平公正な負担を堅持するため、徴収部門の創設と具体的な体制強化を図り、

収入未済額の減少に努めること。

2つ目には、公正公平な町財産の運用を図るため、福祉施設といえども、使用貸借契約をもって無料でやっていますけども、それはあくまで賃貸契約に見直すべきことだと思います。

3つ目には、須知公園の使用貸借契約は、都市公園法、また、京丹波町都市公園条例に抵触している懸念があります。その解消に努めること。

4つ目には、町の財産であります里道・水路の管理を徹底して、自主財源の確保に努めること。

5つ目には、太陽光発電事業者の把握に努め、償却資産の税としての自主財源の確保に努めること。

6つ目には、身の丈に合った新庁舎事業が具体化するまで、今年度に含まれている新庁舎関係の予算執行を凍結すること。

7つ目には、インターネット網の改善と今後増加する維持管理費を改善するため、CATV事業の見直しを進めること。

8つ目には、投資効果の改善が認められない町営バス事業を教育事業と福祉事業にすみ分けする等、根本的に見直すこと。

この8つの早期実現を期待して、私は賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

議案第25号から議案第40号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第27、議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 4番（東まさ子君） それでは、議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

今議案は、国民健康保険が都道府県単位化、広域化されるもとの初めての予算となりました。この広域化によって制度は大きく変わり、京都府が提示をした標準保険料率を参考に、納付金に見合う金額を国保税として算定することになりました。今回、京都府の示した標準保険料率は、本町の現行税率よりも下がる傾向にあるということでありました。国保税は引き下げられる状況にありました。しかし、平成30年度は据え置きということになりました。保険税の算定方式が京都府は3方式、本町は4方式ということで、加入者への説明責任など難しい点はあったかもしれませんが、子どもの均等割の負担軽減や7割・5割・2割軽減の対象外の町独自の1割軽減など対策はとれたのではないのでしょうか。

また、平成29年度の国保会計は、剰余金が発生をいたしました。この剰余金については、高齢者、非正規労働者の加入が多く所得が少ない一方、医療費が膨らみ、保険税の負担が耐えがたい状況のもとで保険税の引き下げに回し、加入者の負担軽減を行うべきでありました。

また、新しい制度のもとで、医療費の適正化、保険税の徴収率によって交付金が減額、加算されるような町村を競わせるような制度はやめるべきであります。国・府に強くこのことを求め、反対の討論といたします。

- 議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

- 議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第28、議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論をいたします。

制度がスタートしてから4月で丸10年となる後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日を迎える誰もが加入する保険制度であります。2年ごと保険料の見直しがされ、平成30年度は後期高齢者医療保険料と介護保険料が同時に改定される年でもあります。市町村でつくる都道府県ごとの広域連合が運営をし、保険料は加入者の所得、1人当たりの医療費などに左右をされ、高齢者が増加すれば保険料も上がる仕組みとなっております。

また、制度導入時には、うば捨て山と多くの国民から批判を受けたことから、所得の低い方や74歳までの会社員や公務員の扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置を設けるなどしてまいりましたが、今年度の見直しで扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置は廃止、低所得者への軽減措置は縮小されることとなり、全国36都道府県でこのことによりまして保険料が上がるとの新聞報道もあります。頼みの綱である年金は引き下げられ、高齢者にとってますます家計を圧迫することは目に見えています。今後、財務省は、新たな財源確保に向けて、窓口負担を2割に引き上げようと、高齢者に負担を押しつけようとしております。

今、国会で問題になっている国有地の払い下げのような税金の使い方に多くの国民は不信を抱いております。国民の命と暮らしを最優先にする税金の使い方をすべきであります。国の責任で安心して医療が受けられる医療制度にすることを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第29、議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

平成30年度から平成32年度までの3カ年の第7期介護保険事業計画が策定されました。本町の介護保険料は、第6期に比べ基準額は1,900円の引き下げとなっているものの、前回の改定で要支援者を介護給付から外したのに続き、今回の改定では軽度者を保険給付から外し、利用抑制につながるものが多く盛り込まれております。その1つが本町も10月から実施していくとしている訪問介護の生活援助サービスへの回数制限であります。生活援助の利用回数が国の定める一定基準を超えるケアプランを設定する場合、ケアマネジャーが市町村に届けることが義務づけられます。必要な支援が制限されれば、家族介護か自費で保険外サービスを利用するしかありません。

また、福祉用具については、原則自己負担化を進めようとしておりましたが、国民の強い反対を受け先送りとなりました。しかし、その代替に貸与価格の上限設定が行われます。福祉用具は、トイレや入浴、外出など利用者の自立した生活の支援や介護者の負担軽減に大きな役割を果たしており、貸与価格が上限を超えれば利用者負担となります。このような給付抑制をすべきではありません。

この間、政府は、事あるごとに持続可能な制度にするためとして、制度の改悪を推し進めてきましたが、持続可能な制度にするためには、国庫負担金割合を引き上げるしかありません。国に対し強くこのことを求めるべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第30、議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第31、議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第32、議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第33、議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第34、議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第35、議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第36、議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第37、議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第38、議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第39、議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第40、議案第39号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第39号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第41、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算の討

論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

- 10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成30年度京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく水道事業の設置に伴い、企業会計として2年目の予算として提案されました。地方公営企業法には、経営の基本は常に企業の経営性をはっきりするとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。

本町の水道事業は、3町合併後、丹波瑞穂地域での統合事業、和知地域での統合整備事業を取り組んできました。丹波瑞穂地域では、旧町時代から開発団地で5,000人の人口が増加をし、町内11の事業所と工業団地から新規の増量要望、それに生活用水量や事業所用水量を合わせると、丹波と瑞穂地域だけで1万3,723トンの水需要があるとして、平成4年度から畑川ダム建設に取り組んできました。計画では、平成30年に丹波瑞穂地域で1万4,260人の人口増を予測し、1日水が5,000トンも不足をする。町内の11の事業所などから新規に1日5,000トンの水要望もあるとして進めてきました。次第に見通しもなくなりましたが、一度決めたものは後戻りできない、やめられないとして進めてきたのが公共事業の悪い事例と言えます。最後まで責任をとる人が誰もいないのです。

京丹波町全体で人口は合併時の1万7,939人、平成30年3月1日現在では、1万4,482人になっています。合併後13年間で3,457人も人口が減少しています。もちろん丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのため、山水や伏流水などの確保とあわせて、瑞穂地域では水原と下山に新規水源を確保し9,100トンとしました。

また、現在使用している施設の改修や補修などの維持管理が不十分なため、水源の枯渇や施設の機能が十分果たせていないことが起こっています。そのためには、有収率の87%と有効率の90%以上合わせて確保する対策を講ずるべきです。そして、既存の施設の改修や改善など計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告からも明らかです。畑川ダムは、洪水調整を第一の目的にして、水確保をダムだけに頼る方法ではなく、既存の施設の維持管理をもっと重視すべきです。

また、一般会計では、ダム関連対策事業費として、周辺整備事業の計画策定委託費の予算が計上されています。計画されている周辺整備事業には、過疎計画では、5年間で事業費4億2,800万円となっています。維持管理費用や利用者の見通し、規模や建設費用も含め

てあらゆる角度から十分に検討し、町民にとって将来も含め必要性を再検討すべきです。平成29年度から地方公営企業法に基づく水道事業として、企業会計として出発をしました。経営の基本に定めているように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。

本町は、高齢化でひとり暮らしが一層進んでいます。現在、10トンの基本水量の見直しや水道料金の引き下げに取り組むべきです。

また、委員会でも指摘しましたが、閉栓・開栓の手数料が1回3,000円で、条例に違反した場合の過料が2,000円、もっと住民の目線で考えるべきです。近隣市町の10倍では住みにくい町になっています。全国の事例や方法をもっと研究調査し、高齢化で空き家が増加する京丹波町では、住民側からの利便性をもっと考えるべきです。強く再考を求めるものです。

また、水需要の見通しのない多額の投資を水道料金の引き上げなどで住民負担を押しつけることはあってはなりません。この点も指摘し、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第42、議案第41号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第42、議案第41号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより質疑を行います。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） ちょっとお尋ねします。

予算にかかわる説明書の42ページ、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校一般管理事業のところですが、そこで109万3,000円減額になっています。教育長もご存じかと思いますが、ひかり小学校の調整池の管理について、須知区民のほうから調整池から木がたくさん生えているのが何年も放置されていると。調整池の機能が果たされているのかというような苦情をいただいております、管理はどうなっているのかというふうにとらえております。調整池の管理についてどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

今回の補正につきましての減額は、この年度の終わりに当たりまして、それぞれの科目の清算ということで減額をしているものであります。

お尋ねのひかり小学校の調整池の件ですが、関係の皆さんからもご意見、要望は聞いております。教育委員会としても一定の措置をする必要があるというふうには認識をしております。ただ、どのような形でやるかについては、今少し検討をさせていただいて、早急に対応したいと思っています。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、教育長のほうからそういうお言葉をいただいたんですけども、せっかくこれからまた新庁舎とかいろいろなものが出てきて、そこに附属するものの管理が、ひかり小学校もできてもう十何年になるんですけども、本当に調整池とかのことがほったらかしになっていたのも、せっかくいいものをつくっても、やっぱり後々の管理がうまく行かないと、いろんなことが出てくると思いますので、そういうふうなことを思っていて、これから区民が不安にならないように対応をしていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 33ページの保健事業費についてです。これまでも質問が出てました妊婦健診受診助成金で、70人の対象が60名ぐらいになったということと。14回分が平均で11回分という説明を受けました。これにちなんで、妊娠された方が全て無事出産に至っているのか。そういう現状もお尋ねしたいと思っておりますし、これまでの経過で妊娠されて途中で流産とかいろいろな病気で出産に至らなかった経緯などあったら教えていただきたいと思います。

もう1点、44ページの教育費なんですけど、2目の、教育振興費の中で、語学指導等外国

青年招致事業176万4,000円、この減の要因と。また、青年招致事業の事業内容をお聞きいたします。小学校への指導は行われているのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 妊婦健診の関係でございますけども、当初では、対象者を70名ということで予算を計上しておりましたが、実績につきましては60名程度になったということでございます。

それと、14回分までの健診の補助ということでさせていただいておりますけども、それぞれ最終のあたりの健診を受けられるまでに出産されるケース等がございます、そのあたり平均で11回で算定をさせていただいた。実績に基づくものでございます。

なお、出産に至られなかった方については、そこまでの把握はしておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 先ほどの質問ですが、語学指導ということで、ALTの指導員の方でございます。その方は現在2名いらっしゃいますが、1年契約でございます、海外に帰られるという形で予定をしておりましたが、平成29年度は1名帰られただけで、渡米費等を減額とさせていただいております。また、小学校のほうには行ってもらっています。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 母子手帳を交付された全員が無事出産に至っておられるのかということとはわかるのかわからないのか、その点お伺いします。

それと、1年契約でも2人契約されて来ていただいでて、平成29年度には1名帰られた外国語指導助手報酬の42万円とあと、こっちの金額に寄せたらどこが関係の費用なのか、その点お伺いしますのと。中学校、小学校へも両方派遣して指導いただいでいるということではよかったですか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 先ほど把握してないというのは、今、私の段階で資料を持ち合わせておりませんので、その辺でご容赦をいただきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 小学校、中学校のほうには行っていただいでしております。時間数によってされております。学校の要望という形です。

それから、渡米の金額で8月に帰られてという形でございます。1人渡米されたので、渡

米費用でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） この金額割は大体わかるんですが、外国語指導助手報酬と普通旅費に入るんですか。そのほかまだもう少しほかのところがあるのかなと考えられます。また、1人お帰りになりまして、あとの補充というのは考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 旅費のほうが124万円の減でございます。

それから、補充につきましては、また8月から新しい方に来ていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いしたいんですけれども、33ページの予防費で、予防接種事業というのが636万9,000円と、委託料が617万9,000円減額となっております。その減額理由をお伺いしたいと思います。

それと、41ページの教育費であります。事務局費の中の説明もいただいたかと思いますが、認定こども園の開設準備事業といたしまして、委託料の1,342万円という大変大きな減額が上がっております。この大きな減額の要因というのは何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 予防費の関係の予防接種委託料の減額でございますけれども、1つには子宮頸がんワクチンの関係でございますが、これにつきましては、ご承知のように、現在、積極的勧奨が控えられております。ですが、当初においては、必要分を皆予算化をさせていただいてたわけでございますけれども、現時点においてもまだ控えられておるといことで、全額落とさせていただいております。

もう1点には、日本脳炎の予防接種の関係でございますけれども、これにつきましては、対象年齢が大変広いというようなこともあるんですが、国によりまして、薬液不足が出ておりました。実際、子どもさんで受けていただかなければならない方等を除いては、積極的勧奨を差し控えるというような通知に基づきまして控えさせていただいた関係で、そのあたりを減額をさせていただいてる分でございます。

あと、あわせて、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましても、当初、接種率を60%に設定

をさせていただいておりますけれども、例年同様の約45%であったというようなあたりで減額をさせていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 認定こども園のご質問でございますが、参考見積もりをとりまして、その見積もりからプロポーザルを行った結果により減額となっておりますので、そのようなことでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 予防費の関係で、今、課長からそれぞれ子宮頸がんの積極的勧奨が控えられたことよっての減少と。そして日本脳炎、また高齢者の肺炎球菌ワクチンという原因をいただきましたが、それぞれ何人の予定で予算を組まれておられたのかどうか。そして、今、子宮頸がんでもいろいろ治療によっていろんな症状が問題になったこともあったんですけれども、そのことでこれまで予定をしていたけれども、1人もなかったといわれるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それと、先ほど次長から認定こども園の委託料の減額であります、プロポーザルによって確定したということであろうかと思うんですけれども、入札時点はいつだったのか、お伺いしたいんです。大変、大きな減額でありますので、見積もりというのはどうだったのかという問題点も出てこようかなと思うんですけれども、その点再度お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 予防接種の関係でございますけれども、まず、日本脳炎の関係でございますが、当初では700人の人数を見込んでおりましたが、見込みとして360人になっております。続きまして、子宮頸がんワクチンでございますけれども、当初では90人の見込みということでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、積極的勧奨を控えさせていただいております、実質受けておられる方はゼロ人でございます。これにつきましては、昨年度についても、ここ数年間、接種がないというような状況でございます。あと、高齢者肺炎球菌ワクチンの関係でございますけれども、当初では693人を見込んでおりましたが、これも見込み数字になりますけれども、436人ということで見込ませていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） プロポーザルの経費につきましては、7月に行いまして、その

後契約させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本委員。

○3番（坂本美智代君） 7月ということになれば、結構早くからこれは決まっていた。減額は決まっていたということになるかと思うんですけど、大変大きな減額でありますので、ちょっと教育長にもお伺いしたいんですけども、7月に決定したということになれば、この間、補正予算等もあるわけでありまして。特に教育費なんかは子どもたち、親御さんたちに還元できる大変貴重な予算だと思うんですけども、もっとほかに早く回せるのではないかと、理由があろうかと思いますが、その点の教育長としての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 早くに減額措置等できればというご指摘をいただきましたので、今後そんなことのないようにさせていただきたいと思っております。今回、この予算については、認定こども園の建設に係る予算、そこにそもそも使用目的を特定していますので、これが余ったからといってほかに回すというのは、本来的な趣旨ではないと思っておりますので、その点についてはそういう考え方であるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですけども、今、予算の減額の話があって、認定こども園の話もありましたけども、もちろんそれを充用することはできませんけども、減額して戻せばまた使えるということでございますので、税金でございますので、予定した予算が減額されれば、その予算をきちっと戻して、またそのお金をほかに使うという意味で、専門でやってもらってるわけですから、チェックをしてやっていただくというのは基本だというふうに思いますので、その点ちょっと私からも申し上げておきたいと思っております。

私、35ページの農業振興費の関係で若干伺っておきたいと思うんですけども、負担金補助及び交付金の中に、それぞれ3月の最終ということで調整がされておるのかと思っておりますけども、1つには額の大きいものをお尋ねしておきたいんですが、特産物等作付奨励金というのが316万4,000円の減額になっておりますので、当初の見込みとの違いもどうであったのかを含めて減額の理由を伺っておきたいと思っております。

それから、京野菜産地支援事業補助金というのが284万5,000円減額になっております。これについてもお尋ねを同じようにしておきたいと思っております。

それから、農業者等復旧応援事業補助金というのが520万円減額になっておりますが、

これについても見込みとの違い、500万円でありますので、大きい額でございますので、内容をお尋ねしておきます。

それから、もう1点は、野菜生産施設災害復旧事業補助金というのが1,980万円減になっております。これは非常に大きな金額でございますので、災害復旧の補助金でございますので、対象が減ったということなのか、その点内容について伺っておきます。

また、36ページに野菜等生産確保緊急対策事業補助金ということで348万4,000円の減になっておりますが、この点についても伺っておきたいと思えます。

それから、農地費の土地改良施設維持管理工事ということで、401万8,000円の減額でございますが、これについても工事請負費ということになっておりますので、工事の入札の差なのか、細かいものをおこなうと思えますので、この差というのはどういうことか理由であったのか、伺っておきたいと思えます。

それから、37ページに工事請負費の道路修繕工事が350万円減額になっております。これについても伺っておきたいと思えます。

また、負担金補助及び交付金の栗生産振興対策事業補助金で、222万7,000円の減でございますが、これについては、予定されておいた事業が減ったということかと思えますけれども、その理由等についても伺っておきたいと思えます。

それから、林道維持管理補助金ということで500万円の減になっております。額も大きいわけでございますけれども、その理由についても伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、特産物の奨励金でございますけれども、当初見込んでおりました面積よりも下がっておるといような状況でございます。今回、大きく減額をさせていただくものでございます。これにつきましては、特に、黒大豆、小豆等の面積の減少ということになっておるところでございます。当初計画をしておりました面積よりも下がってきておるといようなことでございますので、しばらくお待ちをいただければと思うんですが、黒大豆でいきますと、実績が38.7ヘクタールということになっておりました。計画ではおおむね50ヘクタール規模で計画をしておったところでございます。また、小豆等につきましても、生産面積の減少ということが原因となっておるところでございます。

次に、それぞれの事業の関係でございますけれども、まず、京野菜の事業でございますけれども、京野菜の事業の減額につきましては、当初、京野菜の産地支援事業ということで、事業要望を行っておりましたものが、黒大豆の事業のほうに変更となりましたために減額をさせていただいておるところでございます。

それから、災害の関係でございますけれども、災害の関係につきましては、災害発生時に補正をお願いをしたところではございますけれども、実際、特に野菜のまき直しとか防除の関係の部分でございますけれども、そちらのほうは計画をしましたところよりも大きく減額になったところがございます。また、パイプハウスの復旧のほうにつきましても、当初見込んでおりました修理のほうは、割と簡単なものについては、自分で修繕をされたというような部分がございます、今回減額をさせていただいております。また、この中には、繰り越しで事業のほうも行うものもございまして、繰り越しをさせていただくものにつきまして、11棟ということになっておるところでございます。

次に、農地費の関係でございます、ため池の改修工事農地維持管理事業だったというように思うんですが、そちらのほうも事業のほうを進めさせていただいております、繰り越しのほうもお願いをさせていただいておりますけれども、今年度事業分の精査ということで減額のほうをさせていただいております。

それから、丹波くりの関係でございますけれども、後先になっても申しわけございませんが、くりの関係につきましても、当初新規のところを5地区だったというように記憶はしておるんですけれども、実際、平成29年度におきましては、3地区ということになっておるところでございます、その事業精査によりまして減額をさせていただいております。

それから、林道維持管理の関係でございますけれども、350万円の減額の部分かというように思うんですが、そちらのほうにつきましても、広域基幹林道の維持管理の部分と、林道維持管理事業のほうで事業の減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ減額理由は当然あるかと思うんですけども、災害復旧の関係ですね、ハウスなんかの。町の単費の分と府の対象というので分かれたわけでございますけれども、その中で、ハウスの共済に入っておった、補填をされたその部分を差し引くというか、そういうこともあったと思うんですけども、その辺の徹底の問題なんですね。ハウスの復旧に向けて申請してくださいというときに、農業共済から補填をされたその部分は引きますよということがあったのではないかと思うんですけども、その辺の当事者への徹底というのはどのようにされておったのかどうか。一定期待しておったけども、補填をされたから補助が異常に減ったという苦情も聞いたわけでございますけれども、その点については、当初に制度のあり方というか、内容の説明が不十分であったのかどうかわかりませんが、そ

ういう苦情というものはなかったのかどうか。また、そのことについての徹底の仕方の問題、幾らか不十分さがあったのではないかと思うんですけども、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

それから、クリの関係なんですけども、力を町としても入れておるわけでございますけども、5地区を3地区になったということで、もちろんその事情もあろうかと思っておりますけども、予定しておったけどもできなかった理由についてもきちっと把握されているのかどうか。次年度でやろうということもあろうかと思っておりますけども、わかっておればその点伺っておきたいと思っております。

それから、38ページの商工振興費で、負担金補助及び交付金の中に中小企業信用保証料補給金の関係で、235万8,000円の減になっております。信用保証料補給金でございますので、一定見通しを持って予算化をされたと思うんですけども、減額の理由というのはどういうことなのか、伺っておきたいと思っております。

それから、土木費の39ページで、工事請負費で、道路改良工事で2,672万6,000円の減になっておるんですけども、それぞれの理由があろうかと思っておりますけども、理由について伺っておきたいと思っております。

それから、土木費の住宅管理費の中に、木造住宅耐震改修補助金というのがありますが、330万円の減になっておりますが、当然、当初の見込みから減ったということと思うんですけども、木造住宅の耐震改修というのは、部分改修といえども診断を受けてやろうとすれば、相当費用もかかるわけでございますけども、その辺についてはシェルターという方法もあるわけでございますけども、この分については、当初の見込みとの差が出たということなんですけども、特段その理由については何かつかんでおられるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほどの災害のハウスの関係でございますけれども、京都府の事業につきましては、共済に入られている場合につきましては、共済事業については国の金が入っておるということでございますので、その分を減額して事業を実施をされるというようなことになっておるところでございます。台風の災害、雪害もそうだったんですけども、農業者の方には、申請時には説明をさせていただいておるというように考えておるところでございます。団体が窓口になるということでございますので、そちらのほうからの説明もいただいております。おたのしみでございます。

それから、クリの関係でございますけれども、クリの改植の時期がどうしても春先と秋の

時期の2回になるわけではございますけれども、当初予定しておられましたところについて、秋の段階で改植の整地なり暗渠の準備等もされる予定だったんですけれども、台風等の影響で場所の状況が非常に悪い状態で、触ってしまいますと余計に悪くなるということもありますので、時期をおくらせていただいたほうが活着もよいし、今後のためにもなるというような方もございますし、予定をしておったけども、今年度は自分のところの諸事情によりましてできないという方もあったところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 融資保証料の補給事業でございますけれども、この事業につきましては、補給料の上限を20万円というふうに定めております。当初予算では450万円で、おおむね22件の補給料の対象者を上限20万円で積算をしておりましたけれども、現実的には、融資額、それから制度融資の種類によりまして、補給料の額が変わってきますので、その差額分を今回減額をさせていただいたということでございます。ちなみに、平成29年度実績でいいますと、16事業所で214万1,874円ということになっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、39ページの道路新設改良費の工事請負費の2,672万6,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業、町単独の起債事業を含めまして、入札差金と事業精査を行ったものでありまして、主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金事業で橋梁修繕として実施しております水呑地内の本庄2号橋及び和知大倉地内で実施しております家田野小屋線の舗装工事等の入札差金と工事精査による減額、また単独の起債事業といたしましては、下山駅前線、実勢草貝線の工事時期見直し等によります減額、また谷山池線の追加を合わせまして、全体で2,672万6,000円の減額ということになっております。

続きまして、40ページの木造住宅耐震改修補助金の330万円の減額につきましては、当初、本格改修をされる予定が2戸、簡易改修が2戸、シェルターが10戸ということで予算計上をしておりましたが、実績といたしまして、本格改修は2戸、増減なしです。簡易改修につきましては、2戸につきまして1戸ということで30万円の減額。シェルターにつきましては、10戸を予定しておりましたが、ゼロということで300万円の減額となっております。特に、シェルターにつきましては、平成29年度に新規に取り組んだ事業ではあり

ましたが、問い合わせはございますが、なかなか設置にはつながっていないというような状況でありまして、今後におきましては、年齢等の条件撤廃のほうも4月からいたしますので、推進に向けて広報と周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 住宅耐震改修のシェルターの件なんですが、イメージがなかなか湧かないという方もありますので、もう少しわかりやすいというか、モデル的なものがあったら一番いいわけですけども、もうちょっと徹底の仕方を工夫する必要があるのではないかなと思って私も思うんですけども、その辺は先進的な事例も含めて研究して、もう少し徹底の仕方を考えるべきではないかと思うんですけども、見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 議員が申されるように、なかなかシェルターと申しましても、住民の方になかなかどんなものかというような理解ができないというようなこともありますので、できればどこか1カ所にモデルハウスの的なものができればなという思いは持っておるんですが、なかなか適した場所もありませんので、個人の家建てられたとしてもなかなか個人の家を見ていただくというのも問題があるので、平成30年度につきましては、住民にわかりやすいように周知のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

議案第41号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。2時40分まで。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第43、議案第42号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第43、議案第42号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点は、6ページの基金繰入金の減額になっているんですけども、1,715万2,000円。これによって基金残高というのは幾らになるのか、1点お尋ねをしておきたいと思います。

それから、歳入の関係では、一般国民健康保険税の調定によって増額になっておると。退職被保険者については減ということになっております。65歳になれば一般へ移行するということもあって、歳入の金額がそういう形で減った分と増えた分ということになっておるとい説明を聞いたんですけども、それ以外の増えた要因というのはどういうところなのか。当初見込みより増えたわけでありますから、その点あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、6ページの基金の残額でございますが、年度末の基金残高の見込み額としまして、2億3,256万2,000円となる見込みでございます。

あと、3ページの国保税関係でございますが、ご案内のとおり、65歳になられましたら、一般のほうに移行されるということでございます。退職被保険者等の国保税につきましては減額、そちらの分が移行して一般のほうへ移っているというのが議員もおっしゃいましたように主な要因でございます。そのほかの要因といたしましては、前年度の収納額等を見込みまして、当初予算を立てておるわけでございますが、安全なほうの見込みということで抑えぎみにしていたのが、今回の一般の増額の補正の理由になっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 基金の関係で伺っておきたいんですけども、今、3月末で2億3,200万円余りということの説明であったんですけども、都道府県化によって基金をどうするかというのは迫られてくる問題かと思うんですけども、府下の市町村でこうした基金を持っておるところも多くあると思うんですけども、2億3,200万円というのは非常に多いのではないかと思うんですけども、わかっておれば、府下の市町村の中で基金の残額というのはどういう位置にあるのかというのが1点と。

それから、これをどういうように還元していくかということがこれからの大きい課題になると思うんですけども、都道府県化によって、4方式、3方式という問題が迫られてくると思うんですけども、やはり京丹波町の場合は、国保料ではなしに国保税となっておるわけですから、いわゆる資産の場合でしたら、固定資産税を払って、その上にまた国保税として資産にかかっているわけですから、資産を持っておられる方は二重にとられておることになるわけですので、そういう面から言うと、見直しをしていかなければならない時期だと思いますし、所得に応じて払うというのは基本だと思うんですけども、あわせて多世帯の子どもの均等割というのは非常に大きい負担になるわけですので、赤ちゃんから働いて収入を得るまでは均等割が入って負担を親がしなければならぬということになりますと、子どもが多いほど負担というのは高いということになりますので、まして国保に加入している世帯というのは、農林業などの世帯でございますので、そういうものも含めて基金の活用を踏まえて考えていく時期ではないかと思うんですけども、基本的な考え方はどう持つておられるのか。基金にかかわって伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ご案内のとおり、4月から新制度ということで、納付金を支払うということになります。その財源につきましても、当初予算の際に申しましたように、主に税、あと不足まいににつきましてもは基金という、雑駁に言いますとそういう形になるかと思えます。したがって、今後の基金の保有額、また、先ほど申されたように、4方式で当町は行っておりますので、資産割、所得割、均等・平等割、そのバランスといえますか、そういったものも検討しながら、基金の額がどれくらいあるかというのも大きな要素になってくると思いますので、そういった総合的な判断によりまして、今後、検討していきたいというふうに考えておりますし、基金もそういった位置づけになるというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 府下の市町村の基金の状況をお尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 申しわけございません。

現在、各市町村の基金の保有状況については、資料を持ち合わせてませんし、そのような額の動きとかも把握しておりませんので、お答えできませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 都道府県化による納付金ということになりますので、納める額の不足を基金でという話もあったんですけども、京丹波町の基金が2億3,200万円ということでもございましたけども、府下全体のそれぞれの市町村の基金も枯渇しとるところもあれば、一定の基金を持っておるところもあるわけでもございますので、やはりそういうものも手のひらの上に置いて、そして京丹波町としてはどうしていくかということも考えるべきでありますし、4方式から3方式に移行していこうとすれば、一定の基金を活用したのも必要かもしれないと思うんですね、保険料の増減が多い場合もありますので。そういう生かし方もあるというふうに思いますので、通常、運営をしていく場合には、本来は基金は必要ないというのが前提でございましたので、都道府県化になるというのは、そういう意味もあったわけでもございますので、やはりそれが保険料も低くなると。そしていろんなサービスもよくなるというのが本来の都道府県化への移行の趣旨でございましたので、そういう趣旨に基づいて運営がされていくべきだと思いますので、改めてその点伺っておきたいと思えます。やっぱりきちっとほかの状況もつかむということも当然必要かと思えますので、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 他市町村につきましては、記憶しているところによりますと、財政規模によりますと、多少感覚的に少ないな多いなというような感覚は持った記憶がございます。基金につきましては、多ければ多いほど安心して国保が運営できるというような、担保できる要素のものだというふうに理解しております。本町の2億何がしが財政規模に対しまして、多いか少ないかというのは申し上げることはできないかもしれませんが、今後、基金をどのように使っていくか、有効に使っていかなければ意味がないと思えますので、そういうところを加味しながら今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第43号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第44、議案第43号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 歳入の関係で伺っておきたいと思いますが、保険料の関係でございます。919万6,000円の補正増額になっております。この事業は、市町村が保険料を集めて納めるということになるわけでございます。当初の見込みより増えたということは人数が増えたということかと思うんですけども、先ほどありましたように、調定をちょっと低く抑えていたということではないかと思うんですけども、この要因ですね。いわゆる徴収する対象者が増えたということなのか。増えるということは当然対象者が増えたということだと思うんですけども、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。

○住民課長(長澤 誠君) 当初予算につきましては、12月時点での賦課額をもとに算出しまして、それで広域連合の示す額に対してその率を掛けて、それぞれ特別徴収、普通徴収というふうに計上していたところでございますが、今回の増額につきましては、基本的には2月異動の賦課による試算をいたしまして、その額に基づきまして実際見込める額をもとに算出させていただいた結果がこの919万6,000円に計上させていただいてるというようなことになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 常任委員会のときに京都府の平均の医療費と本町の医療費についてお聞きしたわけであります。京都府の平均が100万8,279円に対して、本町1人当たりが75万8,737円ということで、25万円ほど医療格差があるということで、当初は差が大きいので経過措置で保険料が軽減されておったわけですが、一本化になるとときにはいろいろと医療費の格差のある自治体がものを言っていて、広域連合もいろいろと国へ働きかけるといってはあったんですけど、今はもうそういうのは全然問題にならないということなんでしょうかね。今、国保も都道府県単位化ということで、広域化になってきたということで、今は国保は医療費格差を勘案した保険料の設定になっているけど、将来的に本当に一本化になれば、後期高齢者医療みたいになっていくということにつながる心配が大きいです。今は、広域連合ではそういう問題というのは何もなっていないのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 恐らくこの医療費の平均の乖離というものは、京都市が入ってますので、そのあたりが大きな要因だというふうに判断しております。その当時、もう10年はなるんですけど、広域連合設立当時、京都府一本化ということ。一本化という意味では、今回の国保の一本化というような形と同じような現状だと思います。広域連合、いろいろさまざまな人間ドックでありますとか、助成でありますとか、国庫が入ってきている部分がありますので、広域連合の議会もそういったところで国に要望等もされていると思いますが、議会も含めまして、広域連合を通じて、京都府も含めまして、そういった要望があれば国のほうにその都度要望されておるといような形はとられておるわけでございます。そういった状況で、今、何がというような具体は出せませんが、そういった状況で取り組んでいただいております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第44号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第45、議案第44号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 9ページであります。基金積立金ですけども、1,471万6,000円ということで積み立てがされているわけであります。3年間の第6期事業計画の最終年度ということですが、毎年黒字だったと思うんですが、第6期は基金というのはどれだけたまっているのか。また、基金が積み立てられるということですが、これは本来3年間の事業計画でありますので、3年間の黒字が出た分は還元する代物ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 基金の関係でございますけども、補正予算の補足説明でもさせていただきますように、平成29年度末で1億4,660万7,000円の基金の見込みとしております。そのときの補足説明でもさせていただいておりましたが、今後、団塊の世代の方が後期高齢になられるときに、介護になられるリスクが高くなって、そっちのほうに介護の費用が必要になってくるというようなあたりもありますし、また、今回の7期の計画につきましては、先日も申し上げておりましたように、2025年も見込んだ計画というようなことで、先ほど言いました基金につきましては第7期から計画的に取り崩しをさせていただいて、保険料の上昇を抑えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、第7期の事業計画、事業量とかいろいろと表を見せていただいて、3年間大きな事業費の推移はなくて、平均20億円で推移しているということで、平成37

年度を見ても、余り推移というのは数字は変わらなくて、元気な高齢者が多いということも言っていたわけであります。今後、基金を使っていくということでありますので、6年の間にその基金というのは使っていくということに考えてよいのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 第7期期間中3年間と、先ほども申しましたように、あと2025年等のあたりも考慮しまして、そちらに向けて計画的に基金を取り崩しをさせていただくというようなことをございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第45号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第46、議案第45号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第46号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第47、議案第46号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４８、議案第４７号 平成２９年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第４８、議案第４７号 平成２９年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第４７号を採決します。

議案第４７号 平成２９年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４９、議案第４８号 平成２９年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第２号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第４９、議案第４８号 平成２９年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第49号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第50、議案第49号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第50号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第51、議案第50号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これにて討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、議案第51号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第52、議案第51号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 収益的支出の4ページでお尋ねしておきたいと思うんですけども、医業費用の中の賃金でございますけども、医師ということで174万8,000円の減になっております。これについては、医師がお世話になっておるという中での減でございますので、理由についてちょっとお尋ねしておきたいと思っております。減額の理由でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） このドクターの賃金の件につきましては、まず当初予算の段階で内科のドクター、もと診療所長が来ていただく予定をしておったんですけども、年度始まりまして、最終的には、和知診療所のほうへは来ていただかなくなったということで、

そのまま一旦賃金は置いておりました。また年度途中でもそういった交渉をしておりましてけれども、最終的にドクターは診療所には来ていただけなかったということで、今回、3月の最終の補正で減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、議案第52号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第53、議案第52号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 収益的支出の11ページでございますが、営業費用としてあります総係費302万7,000円ですが、説明では、京都府への18.5%の負担分という説明があったんですけども、具体的に費用の内容を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） ダム管理の負担金の関係ですが、維持管理費につきまして18.5%を本町が負担するというので協定書でうたっております。当初の予算から昨年10月の台風21号によりまして、ダムの堆砂域への土砂の進入等がございまして、そういった関係の災害復旧費用に係る分につきましても、本町の負担分として18.5%を計上し、

今回、負担金について増額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ダムの管理ということでの負担金ということですが、どうということが想定されるのか伺っておきたいと思うんですけども、現在は、ダムを維持管理するために職員もおられるわけですが、そういった維持管理の分の負担ということかと思うんですけども、今ありましたように、土砂の流入とかダムの修繕改修ということが起こってきた場合には、そういうものも含めて18.5%の負担ということになるということなのか。本来、京都府の事業であったわけですが、ほかの府県の負担の割合を見ておきますと、もっと低い地元負担になっておられるわけですが、18.5%というのは非常に重い負担になっておられるわけですが、ダムがもちろん水をとっておられるわけですが、洪水調整なども非常に強調されておられるわけですから、本来の目的が洪水調整だということであれば、もっと京都府が責任を持つということが本来あるべき姿だと思うんですけども、その点について、負担の問題と基本的な考え方について、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 負担率の考え方につきましては、ほかの実際の例を、私、数値を持ち合わせておりませんのであれなんですけど、当初決められた覚書なり協定書に基づく負担率ということで、建設時からの管理につきましても共同施設の台帳を整理しまして、共同施設に係る部分につきましては、人件費から維持管理費までの負担分について京都府と本町で運営をしていくための負担率のほうを定めておりますので、その率に従って今後とも負担をしていく必要があるかというふうに考えております。

また、協定書の中で負担については、特異な事例が発生した場合は協議をして、負担のほうにつきましては検討するというようになっておりますので、そういった事例がありましたら、またその分につきましては協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これですべての討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第54、議案第53号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約の変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第54、議案第53号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 現在、解体工事をやっておられるわけでございますけれども、現在までの進捗状況は15%ということで提案のときに聞いたかと思うんですけども、建物が国道から見えておった状態から全く見えない状態になっておるわけでございますけれども、6月まで工期を延長ということになるんですけども、3月末でもいいんですが、進捗の状況というのはどういような見通しになっているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

また、工程表もつけていただいているわけでございますけれども、今のこの状況から見ると、本体とか、機械設備とか、電気設備の解体が2月の中後半からそれぞれ5月の中旬ということになっておるわけでございますけれども、現在の状況というのは、この工程表にあります2月20日前後の状態なのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 解体工事に伴います現在の進捗でございますけれども、この提案をさせていただきました3月12日の段階で15%というふうに申し上げておりました。現段階での進捗というのは、ちょっとまだ出せていないところでございます。おおむね地上部の建物については、撤去が終了したという状況でございますけれども、これから基礎コンクリートの部分にとりかかっていきます。工程表を以前、資料としてお渡しをしておりますけれども、その部分の基礎コンクリートというのが3月15日に当初は終わる予定でありました

ものが、これから基礎コンクリートの撤去に入るという状況でございます。

また、上部工の部分ですけれども、鉄骨等を解体をしておりますけれども、それをさらに細かく分解をし、活用できる部分、販売等ができる部分につきましては、また仕分けをするという作業が今後残っておりますので、そうしたことでお願いをしておりますように、最終の完成時期としましては、6月末ということで計画をしているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第55 閉会中の継続審査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第55 閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程、並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会し

ます。

閉会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 西山 芳明

〃 署名議員 隅山 卓夫